

赤穂市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年11月24日

赤穂市長　牟禮　正稔

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

有年地区　（西有年・東有年・檜原・横尾・原・牟礼）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年11月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	2 経営体
個人	9 経営体
集落営農	4組 織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

人農地プランの見直しの中で、集落内の将来に向けて守るべき農地を明確化し、明確化した農地の全てを農地中間管理事業により、中心となる担い手や耕作希望農家へ農地の集積集約を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、耕作放棄地の発生防止のため、離農者は中心となる経営体への農地集積を検討し、地域と担い手が連携して農業と農地を守っていく。また、地域農地の永続的な有効活用と担い手への農地利用調整が円滑に図れるよう、畦畔・法面・水路・農道の管理作業、環境維持保全について「地域」「地権者」「担い手」の役割分担の条件を整える。